

報告案件個票一覧表（平成26年8月1日開催）

議題（2）個人情報取り扱い及び事務届出について（報告）

ア 保有個人情報の目的外利用に係る報告書（資料番号2-ア）

	目的外利用を行う事務の件名	報告日	保有個人情報項目	目的外利用を行う理由	提供元	報告課(提供先)
①	子ども医療費助成制度の対象拡大に伴う申請書の送付	H26.5.12	平成26年4月30日現在の生活保護被保護者の個人番号、氏名、生年月日、ケース番号、続柄	生活保護受給者は、子ども医療費助成制度対象外のため、子ども医療費助成制度拡大に伴う申請書の送付はしない。制度改正にあたり申請書の送付が必要となる対象者を把握するため。	保健福祉部 生活支援課	こども部 こども福祉課
②	私立幼稚園就園費・就園奨励費補助金業務	H26.7.4	平成25年7月から平成25年12月末の間に申請された方の支援措置の情報(ただし、支援措置申請をしたことのみ情報)	市民課の住民票等の発行業務だけでなく、他の業務においても支援措置を受けている者の情報を把握し、より慎重な対応を行い支援措置を受けている者の生活の安全を保護するため。	市民生活部 市民課	こども部 保育運営課
③	柏市臨時福祉給付金に関する事項	H26.7.14	柏市臨時福祉給付金の支給対象者の氏名、住所、課税状況、世帯状況並びに支給対象者の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び事業専従者の氏名、世帯状況	柏市臨時福祉給付金の支給対象者を特定するにあたり、平成26年度個人市民税納税義務者の扶養親族等を把握するため。また、非課税のお知らせを柏市臨時福祉給付金の支給対象者のみに送付し、申請を促すため。	財政部 市民税課	財政部 市民税課
④	子育て世帯臨時特例給付金に関する業務	H26.7.18	平成25年7月から平成25年12月末の間に申請された方の支援措置の情報(ただし、支援措置申請をしたことのみ情報)	市民課の住民情報の発行業務だけでなく、他の業務においても支援措置を受けている者の情報を把握し、より慎重な対応を行い支援措置を受けている者の生活の安全を保護するため。	市民生活部 市民課	こども部 こども福祉課

⑤	子育て世帯臨時特例給付金に関する業務	H26.7.18	児童手当受給者氏名, 生年月日, 個人コード, 住所, 通知先住所, 児童手当振込み口座, 平成26年1月分児童手当の支給状況児童手当の対象児童氏名, 生年月日, 個人コード, 住所	国から示されている「子育て世帯臨時特例給付金」の支給要件に該当する支給対象者および支給対象児童は, 平成26年1月分の児童手当(特例給付含む)の対象者である。これにより支給対象者を把握し適正に支給を行うため, 児童手当の受給者に関する情報を利用することが必要とされる。子育て世帯臨時特例給付金担当では, 児童手当の受給者に関する情報を保有していないため, 目的外利用を行う必要があった。	こども部 こども福祉課	こども部 こども福祉課
⑥	子育て世帯臨時特例給付金に関する業務	H26.7.18	生活保護受給者の氏名, 生年月日, 個人コード, 住所, 生活保護開始日, 生活保護終了日	国から示されている「子育て世帯臨時特例給付金」の支給要件に該当する支給対象者は, 平成26年1月1日時点で柏市に住民登録のあるもので, かつ平成26年度課税対象者で所得額が児童手当の所得制限限度額未満のものとなるが, 生活保護世帯は除かれる。これにより支給対象者を把握し適正に支給を行うため, 生活保護受給者情報を利用することが必要とされる。	保健福祉部 生活支援課	こども部 こども福祉課

イ 他の実施機関への保有個人情報の提供に係る報告書（資料番号2-イ）

目的外提供を行う事務の件名	報告日	保有個人情報項目	目的外提供を行う理由	報告課(提供元)	提供先
農家基本台帳関連事務	H26.5.22	1月1日付けの土地課税台帳のうち, 土地(登記・現況), 宛名(土地所有者), 所在及び住所	左記情報を業務上必要最小限の範囲で確認し, 事務効率を向上させ, 業務を円滑に遂行するため。	財政部 資産税課	農業委員会事務局

ウ 個人情報取扱事務の届出（開始）について（資料番号 2-ウ(7)）

	名称	開始日	概要	担当部署
①	介護支援サポーター事業に関する事務	H22.10.1	65歳以上の高齢者が介護支援サポーターとして指定の登録受入機関においてボランティア活動し、活動状況に応じて奨励金を受け取れる事業。介護保険事業の一環として実施しており、介護支援サポーターの登録条件である介護保険料の収納状況を確認する事務	保健福祉部 福祉活動推進課
②	ひとり親家庭等を対象としたニーズ調査 （「柏市ひとり親家庭等自立促進計画」関連業務）	H26.5.19	ひとり親家庭等自立促進計画を策定するため、ニーズ調査を実施するもの。児童扶養手当受給者から1,000人を抽出し調査票を発送する。調査票は、個人を特定できないように無記名回答。	こども部 こども福祉課
③	柏市臨時福祉給付金の支給対象者への通知事務	H26.7.1	柏市臨時福祉給付金支給事業実施要綱に従って支給対象者を抽出し、当該者へ非課税のお知らせを送付するもの	財政部 市民税課

ウ 個人情報取扱事務の届出（変更）について（資料番号 2-ウ(1)）

	名称	変更日	変更理由	主な変更箇所	担当部署
①	附属機関委員の公募に関する事務	H24.4.1	事務の根拠となる要領等を変更したため。	・事務の概要の「柏市附属機関の組織及び運営に関する指針及び柏市附属機関に関する事務処理要領」を「柏市附属機関等組織運営要領に基づき」に変更 ・個人の類型「附属機関等委員の公募に対する応募者」のうち ウ 収集先及び収集方法に「電磁的記録」を追加 カ 処理形態に「電磁的記録」を追加 ・担当部署に「附属機関等を所管する各部署（ただし、公募を実施する部署）」を追加	・企画部 行政改革推進課 ・附属機関等を所管する各部署（ただし、公募を実施する部署）
②	就学事務	H26.2.28	・事務の概要に入学通知書の交付と学齢簿の管理を追加したため。 ・入学通知書の発行を市民生活部市民課、出張所及び柏駅前行政サービスセンターにも行わせることとしたため。	・事務の概要に「入学通知書の交付」、「学齢簿の管理」、「入学通知書の交付については、市民課、各出張所、柏駅前行政サービスセンターでも行う」旨を追加 ・個人の類型を「学齢児とその保護者」から「学齢児童生徒とその保護者」に変更 ・個人の類型「学齢児とその保護者」から「学齢児童生徒とその保護者」のうち ア 個人情報の利用目的を「学齢児童生徒への入学通知書の交付及び学齢簿の編製、管理を行うため。学齢児童生徒の異動に係る学齢簿の変更を行うため。」に変更。 イ 項目の社会生活に「その他（入学通知書発行履歴）」を追加 エ 本人以外から収集する理由の「学校教育法施行令第2条」を「学校教育法施行令第1条第2項」に変更 キ 経常的な個人情報の提供先を「有り」に変更し、提供先の名称及び提供する項目に「学校教育課、市民課、出張所及び柏駅前行政サービスセンターの当該事務を共同で行う担当部署内での共有」と「氏名、性別、生年月日、住所、続柄及び入学通知書発行履歴」を追加 ・担当部署に「入学通知書の発行業務のみ：市民生活部市民課、出張所及び柏駅前行政サービスセンター」を追加	・学校教育部学校教育課 ・入学通知書の発行業務のみ：市民生活部市民課、出張所及び柏駅前行政サービスセンター

③	保健事業利用券に関する事務	H26.4.1	保健事業利用券対象事業に18歳から39歳までの者に対する健康診査事業を追加したため。	個人の類型「18歳から39歳の健康診査受診者」を追加	市民生活部 保険年金課
④	特定健康診査・特定保健指導及び75歳以上の健康診査事業に関する業務	H26.4.1	・事業に「特定保健指導等の保健指導」を追加したため。 ・保健所成人健診課の各種事業と連携を図るため。 ・届出書の記載内容を訂正するため。	・個人の類型「市内在住の千葉県高齢者医療被保険者のうち健康診査受診者」を「柏市内75歳以上の健康診査受診者」に変更 ・個人の類型「健康づくり相談利用者」を追加 ・個人の類型「柏市肝炎ウイルス検査対象者」を追加 ・個人の類型「40歳以上の柏市国民健康保険被保険者」、「柏市国民健康保険特定健康診査受診者」、「柏市国民健康保険特定保健指導利用者」、「市内在住の千葉県後期高齢者医療被保険者」、「柏市75歳以上の健康診査受診者」のイ項目の基本的事項から「国籍・本籍」を削除。	市民生活部 保険年金課
⑤	子ども医療費助成業務	H26.5.1	・事務の根拠となる規則を変更したため。	・個人情報取扱事務の名称を「乳幼児医療費助成事業」から「子ども医療費助成業務」に変更 ・個人情報取扱事務の概要の「柏市乳幼児医療費助成規則」を「柏市子ども医療費助成規則」に変更 ・個人の類型「乳幼児医療費助成申請者と保護者等」を「子ども医療費助成申請者と保護者等」に変更 ・個人の類型「子ども医療費助成申請者と保護者等」のうち ア利用目的の「乳幼児医療費」を「子ども医療費」に変更 エ本人以外から収集する理由の「乳幼児医療費」を「子ども医療費」に変更 ・個人の類型「生活保護被保護者」を追加	こども部 こども福祉課
⑥	農家基本台帳関連事務	H26.5.29	届出書の記載内容を訂正するため	・個人の類型「市内農業者」のうち ウ収集先及び収集方法に「本人以外(第5条第2項第8号該当)」を追加 ・個人の類型「市内農地所有者」のうち ウ収集先及び収集方法に「本人以外(第5条第2項第8号該当)」を追加 ・個人の類型「住民基本台帳に記録されている住民」のうち ウ収集先及び収集方法に「本人以外(第5条第2項第8号該当)」を追加	農業委員会事務局
⑦	臨時福祉給付金支給事業に関する事務	H26.7.28	・外国人のうち支給対象となる者の把握を行う必要があるため。 ・届出書の記載内容を訂正するため	・個人の類型「臨時福祉給付金支給対象者」のイ項目のうち 基本的事項に「国籍・本籍」「その他(地域、在留区分、在留資格、在留期間、満了の日、在留カード番号)」を追加 社会的生活に「その他(支援措置の有無)」を追加 ・個人の類型「申請者」のイ項目のうち 基本的事項に「国籍・本籍」「その他(地域、在留区分、在留資格、在留期間、満了の日、在留カード番号)」を追加 社会的生活に「その他(支援措置の有無)」を追加	市民生活部 保険年金課
⑧	私立幼稚園就園費・就園奨励費補助金業務		届出書の記載内容を訂正するため	・個人の類型「保護者」を「私立幼稚園に通う園児の保護者」に変更 ・個人の類型「私立幼稚園に通う園児の保護者」のうち イ項目の家庭生活に「家族状況」、「親族関係」、「婚姻」、「住居状況」を追加し、社会生活に「その他(支援措置の有無)」を追加 ウ収集先及び収集方法に「同一実施機関の目的外利用」と「その他(閲覧(住民基本台帳システム))」を追加 カ処理形態に「文書」を追加 ・担当部署を「児童家庭部 児童育成課」から「こども部 保育運営課」に変更	こども部 保育運営課

エ 個人情報取扱事務の届出（廃止）について（資料番号 2 - エ）

	名称	廃止日	廃止理由	担当部署
①	人間ドック等受診費助成事業に関する業務	H24.3.31	事業の廃止	市民生活部 保険年金課
②	子ども医療費の検証(小学校4年生の受診状況, 保護者の経済的負担の分析)	H26.3.31	事業の廃止	こども部 こども福祉課